

●社会教育総合センターからの機能移管に至る経緯

1 大分県行財政改革プラン（平成16年度～20年度）

- ・大規模施設等の見直し
- ・青少年教育施設の見直し
 - 県有大規模施設や市町村施設等の類似の機能を有する施設との連携を図ることにより、整理・統合を行う。

↓

- ・「香々地少年自然の家」、「九重少年自然の家」をそれぞれ「青少年の家」に改編
- ・「湯布院青年の家」を廃止

2 大分県中長期財政運営ビジョン（平成21年度～23年度）

- ・組織機構の改革
 - ・組織の簡素効率化
 - （例）民間団体や市町村に委ねた方が効果的・効率的な業務を行っている組織

3 大分県行財政高度化指針（平成24年度～27年度）

- ・公の施設の活用
 - ・公の施設のあり方検討
 - 公の施設（直営施設、指定管理施設）については、施設の存続を前提とすることなく、設立時からの状況の変化や、利用状況などの現状分析を行うなど常に施設のあり方を検証するとともに、県有施設としての必要性が薄れたものについては、市町村や民間への譲渡、廃止も含めた検討を行う。

4 大分県行財政改革アクションプラン（平成27年度策定～31年度）

- ・公の施設等の見直し
 - ・施設のあり方の見直し
 - ※社会教育総合センター
 - 設置後29年が経過し、市町村や民間の生涯学習講座が充実しており、県民の学習の場を県が直営で提供する必要性が薄れたことから、継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討する。
 - （31年度までに検討）

- ・組織・機構の見直し
 - ・教育委員会
 - ※社会教育総合センターについて、同上

- (1) 平成28年度第1回大分県行財政改革推進委員会（平成28年7月22日）
資料として、「大分県行財政改革アクションプラン（概要版）」配布
※「公の施設等の見直し」、「組織・機構の見直し」として、社会教育総合センターについて、継続を要する事業の移管や民間委託と併せ、施設の廃止を含めた利活用のあり方を検討（31年度までに）

- (2) 平成28年度第2回大分県行財政改革推進委員会（平成28年10月21日）

公の施設の見直し

※社会教育総合センターの今後のあり方について

県民の学習の場自体が民間等で充実してきている。
利用者も約65%が社会教育以外の一般利用

⇒ 直営の必要性が薄れた。
事業については県立図書館で実施できる。

・社会教育総合センターの3つの機能

- ①社会教育関係者研修
- ②地域人材の育成
- ③学習相談



県立図書館経移管による機能拡充

・社会教育総合センターについては、29年3月をもって廃止

[行財政改革推進委員会での結論 ～ 了承]

5 条例改正及び組織改正

- (1) 条例改正

平成28年第4回定例会（12月県議会）において、「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正案」が可決

- (2) 組織改正（平成29年度）

- ・行財政改革アクションプランの実行
社会教育総合センターを廃止し、その主要な業務については、県立図書館に移管する。
- ・県立図書館の担当の改組
学校・地域支援課の「学校・地域支援担当」を「図書館・学校支援担当」と「地域学習支援担当」に改組する。

社会教育総合センターの今後のあり方について

資料1

1. 設置目的

社会教育に関する事業を総合的に推進することにより、県民の学習に対する多様な需要に適切に対応するための施設として設置

(「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例」第1条)

2. これまでの経緯

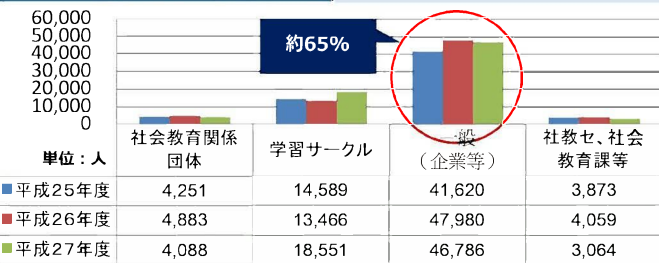
昭和60年に生涯教育の拠点として設置。「ニューライフアカデミア事業(～H15)」を開催し地域の人材を育成。その後、知的循環型社会の構築を目指し、「大分県民アカデミア大学事業(H16～H20)」「学びの輪推進事業(H21～H27)」により学んだことを地域へ還元する事業を実施した。

3. 行革APの位置づけ

～抜本的見直し～

継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討。

4. 利用者の状況



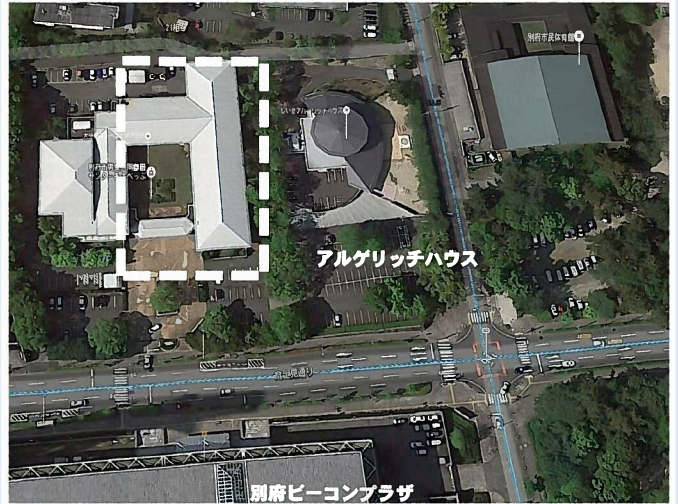
5. 施設の概要等

◆センターは、大分県ニューライフプラザ(2階建て)内にあり、別府市男女共同参画センター「あす・べっぴん」と同一建物を区分所有

◆供用設備(空調設備、電気設備、複合防災基盤等)については、センター内にあることから、建物全体は県側で管理

土地…昭和14年に別府市から学校建設用地として寄付受納

建物…①事務室・研修室 ②ポンプ室 ③車庫 ④電気釜上屋
建物鑑定額 71,022千円



1- 平成28年10月21日 平成28年度第2回大分県行財政改革推進委員会 資料

6. 社会教育総合センターの機能

①社会教育関係者研修

- 社会教育行政職員研修の実施
社会教育行政の法令、課題、施策の方向性を学ぶ
- 社会教育関係者の研修
公民館運営審議会の委員、「協育」コーディネーター等の研修会を実施



協育ネットワーク研修会(白粉)

②地域人材の育成

- 地域活動に参画する女性団体等を育成するための講座の開設
- 県民の学びを支援する講座開設(インターネット教育を含む)
- 社会教育関係団体の交流による地域活動の活性化



九州地区婦人大会の様子

③学習相談

- 県民の学習活動に資する学習プログラム構築の支援
・民間事業者の講座情報の提供
・講義内容の指導・助言等
- 大分県生涯学習情報提供システム「学びの広場おおい」HP



相談支援の様子

④貸館

- 研修会場として貸館の管理運営
多目的ホール、視聴覚室
第1, 2創作室、
第1, 2セミナー室
第1, 2研修室 第1, 2和室



視聴覚室

社会情勢
の変化

市町村合併による
社会教育行政機能の高度化

学習者ニーズの多様化

社会教育関係
団体間の連携強化

利用者数
(H27)

社会教育総合センター：25,703人(一般利用除く)

社会教育関係者
生涯学習関係者
の利用が減少

県立図書館へ移管による機能拡充 (H27利用者数 482,210人)

- ①センターの学習相談と図書館のレファレンスサービスの一体的運用ができる
(社会教育主事・司書等専門職員による学習支援の強化)
- ②図書館の地域に対する貢献、連携が今まで以上に拡大する
- ③センターの学習情報と図書館の資料による学習者の高度で専門的なニーズに対応できる
- ④利用度の高い施設に集約することで、新たな利用者を獲得するとともに学習活動の拠点とすることができる

廃止(平成29年3月)

他の施設による
活動拠点を確保

施設廃止後の利活用

社会教育用途等として、別府市と譲渡に向けて協議中